

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例を廃止する。

令和7年6月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例（令和2年霧島市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和5年5月8日に感染症の位置づけが「5類感染症」になったことにより、新たな対象者が発生しない状態となっていること及び保険給付費の時効が2年となっており、令和7年5月7日には該当者全ての時効を迎えたことから、本条例を廃止しようとするものである。